

# 新型コロナウイルス陽性者の方へ

感染急拡大に伴い、保健所業務がひっ迫しており、保健所から陽性となった方への連絡に時間を要する状況となっています。このため、保健所から「電話」または「SMS(ショートメッセージ)」があるまで、今しばらくお待ちください。



詳しくはこちら↑

届出対象

- ・65歳以上の方
- ・入院を要する方
- ・重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要または新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な方
- ・妊娠している方



## 電話連絡

感染者が急増している時期は、ご本人への連絡までに数日を要する場合があります。

症状等に応じて、療養先決定  
(自宅療養を含む)

届出対象外  
(上記以外の方)

医療機関  
PCRセンター

## 自らの登録不要

医療機関またはPCRセンターで陽性者の登録を行います。

自己検査  
(抗原キット)

## 陽性者登録センター

ご自身で陽性者登録センターに申請していただく必要があります。



## SMS(ショートメッセージ)

携帯電話番号がある方には、陽性の連絡があった日の翌日または翌々日に届きます。携帯電話番号がない方は、連絡のつく電話番号にご連絡いたします。

ご希望の方は、自宅療養セットと宿泊療養の申込みが可能

届出対象外の方はSMSを確認後、必要に応じて自宅療養セット等をお申込みください。

## 陽性者の療養期間と解除予定日

症状のある方 発症日(0日目)から原則7日間

※ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温などによる健康状態の確認や、重症化リスクの高い方との接触を避けるなどしてください。

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症日	自宅療養・外出自粛 <small>家族を含めた他者との接触を避け、ご自身で健康管理を行ってください</small>						療養解除	外出可能

※入院者や高齢者施設入所者は、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合に、11日目から外出可能です。

※「症状軽快」とは、解熱剤を使用せず解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることです。

(例)発症日から9日経過後に症状軽快した場合

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目
発症日	自宅療養・外出自粛 <small>家族を含めた他者との接触を避け、ご自身で健康管理を行ってください</small>								症状軽快	療養解除	外出可能

無症状の方 検査日(0日目)から原則7日間

(症状軽快後24時間経過することが必要)

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
検査日	自宅療養・外出自粛 <small>家族を含めた他者との接触を避け、ご自身で健康管理を行ってください</small>						療養解除	外出可能



※5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、6日目に外出可能です。

※療養期間中に発症した場合は、発症日(0日目)から原則7日間に延長します。

なお、保健所から療養解除の連絡は行いません。また、保健所への連絡も必要ありません。

## 療養期間中の健康観察

※詳細は広島市、呉市、福山市及び県(3市を除く)のホームページをご確認ください。

届出対象の方は、広島県フォローアップセンターが健康観察を実施します。届出対象外の方は、ご自身で健康状態を確認してください。

## 同居家族・濃厚接触者へのご連絡

同居家族 または 発症日から2日前以降にマスクの着用等の感染対策を講じずに、1メートル程度の距離で、15分以上接触がある方へは、濃厚接触者であることをご自身でお伝えください。

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
最終接触日	不要不急の外出自粛				待機解除	外出可能

無症状の方

最終接触日から5日間外出の自粛

症状のある方

医療機関を受診

詳しくはこちら



<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hcdc/corona-noukou.html>

## 療養証明書の発行

届出対象外の方には発行されません!!!

詳しくはこちら

希望される方(届出対象の方のみ)は、療養期間が終了しましたら、広島県ホームページ「療養証明について」をご覧ください、お申し込みください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hcdc/corona-ryouyoushoumei.html>

※広島市・呉市・福山市にお住まいの方は、各市のホームページをご確認ください。

My HER-SYSからの取得がおすすめ



## 体調悪化等による医療機関への受診について

急激な呼吸困難や意識障害など緊急時には119番へ救急要請してください。

①症状が改善しない場合や悪化した場合は… 当院に電話でご相談ください。

医療機関名称

連絡先電話番号

②休日等で連絡がつかない場合は…

広島県ホームページ掲載の

「[新型コロナウイルス感染症に係る電話・オンライン診療実施医療機関リスト](#)」にあるお近くの医療機関に連絡し、受診してください。

詳しくはこちら

広島県コロナ 電話診療リスト 🔍



<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hcdc/sinryoukensaichiran.html>

③それでも、見つからない場合は…

「[広島県オンライン診療センター](#)」に連絡してください。

〈連絡先〉

082-236-1131

〈診療時間〉

木曜日・土曜日 13:30~17:00 (受付:13:00~16:00)

日曜日・祝日 10:30~17:00 (受付:10:00~16:00)

・**新型コロナウイルス感染症に係る症状にのみ対応**

・事前のWEB問診がございます。

スマートフォン等から電話をいただいた後、URLを送信します。

Web問診の必要事項を入力していただいた後、順番がきましたら、オンライン診療が開始されます。

・お薬については、患者数の増加等により、翌日のお届けになる場合がありますので、ご了承ください。



### ○経口治療薬相談ダイヤル

新型コロナウイルス感染症の経口抗ウイルス薬(ラゲブリオ等)の投与対象や処方可能医療機関などについてのご相談を受け付けております。

〈連絡先〉 082-236-1039 〈開設時間〉 毎日 受付 10:00~16:00

### ○新型コロナウイルス治療の費用について

自己負担分(1~3割)は公費負担のため無料。ただし、事業主等負担分(7~9割)は健康保険の適用となりますので、必ず**健康保険証(診療時点で有効なもの)をご用意ください。**(ただし、陽性判明以前や療養解除後に受けた医療、新型コロナウイルス感染症に関係のない医療の費用については、対象外となります。また、診療報酬に含まれないオンラインシステム利用料や処方箋・薬の配送費などは、医療機関・薬局によっては自己負担が発生する場合があります。)